

埼玉県難病相談支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 埼玉県難病相談支援センター（以下「センター」という。）は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第28条に基づき、難病の患者及びその家族（以下「難病の患者等」という。）の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設とし、難病の患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、相談などを通じて、地域における支援対策を一層推進する。

(実施主体)

第2条 実施主体は、埼玉県（以下「県」という。）とする。

(運営方法)

第3条 県は、この事業を適切な運営ができると認められる団体に委託し、委託を受けた者から、法第29条第3項の届出を受けてセンターを設置するものとする。

(事業内容)

第4条 センターは、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 各種相談支援

ア 電話や面談等により、療養、日常生活、日常生活用具及び各種公的手続き等に関する相談・支援及び情報提供を行うこと。

イ 入院患者が在宅療養に移行する場合の準備支援を行うこと。

(2) 地域交流会等の自主活動に対する支援

難病の患者等の自主的な活動、患者同士や地域住民と患者団体等との交流を図るための活動を支援するとともに、ピアカウンセリング事業を実施すること。

(3) 就労支援

難病の患者の就労支援に資するため、公共職業安定所等関係機関と連携を図り、必要な相談・援助、情報提供等を行うこと。

(4) 講演・研修会の開催

ア 難病の患者等に対する講演会や医療相談会を実施すること。

イ 相談員に対する各種研修会を開催すること。

(5) 関係機関との連絡調整

保健所、医療機関、市町村等の関係機関との連絡調整及び関係機関が受理した相談等への指導及び支援を行うこと。

(6) 保健所が実施する医療相談事業及び訪問相談事業への協力

難病相談支援員の派遣等により医療相談事業及び訪問相談事業へ協力すること。

(7) その他、事業の目的を達成するために必要な業務

(職員の配置)

第5条 この事業を実施するに当たり、あらかじめ管理責任者を定めておくとともに、難病の患者等に対する必要な知識・経験等を有する難病相談支援員を配置する。

(環境の整備)

第6条 管理責任者は、あらかじめ利用者の守るべき規則等を明示した管理規程を定め、利用者に周知徹底を図る。

第7条 建物は、建設基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物とし、事業の実施に当たっては、バリアフリーに配慮した次に掲げる設備を備えていることを原則とする。

- (1) 相談室
- (2) 談話室
- (3) 地域交流活動室兼講演・研修室
- (4) 便所、洗面所
- (5) 事務室
- (6) 消火設備、その他非常災害に備えるために必要な設備
- (7) その他、本業に必要な設備

(保健所や関係機関との連携)

第8条 センターは、保健所や難病医療連絡協議会と適宜連携を図りながら事業を進めるものとする。

(関係者の留意事項)

第9条 この事業に関わる関係者は、難病の患者等の心理状態等に十分配慮し、患者等の意見を踏まえた事業の実施に努めるとともに、難病の患者等の権利利益を侵害することのないよう事業を実施するために知り得た個人情報などを適正に取り扱わなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。